

国地達第13号

測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領を次のように定める。

平成20年3月31日

国土地理院長 小牧 和雄

測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領

(趣旨)

第1条 測量法(昭和24年法律第188号。以下「法」という。)第29条の規定に基づく測量成果の複製承認の基準及びその取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(承認が必要な複製)

第2条 法第29条に規定する「測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置」には、次の各号に掲げるものが該当するものとする。ただし、刊行物等に内容を補足するために、少量の地図等を補助的に挿入するものを除く。

- 一 測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製するもの
- 二 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又はCD-ROMその他のもので不特定多数の者に対し発行するもの
- 三 電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの

測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領の運用及び解釈(以下「(運)」とする。)

第2条関係

「刊行物等に内容を補足するために、少量の地図等を補助的に挿入するもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1. 書籍、冊子、報告書、リーフレット等(以下「書籍等」という。)の場合
 - 一 書籍等の1ページの大きさに対し1/4以下の大きさで地図等の一部を掲載

するもの

二 書籍等の1ページの大きさに対し1/2以下の大きさを地図等の一部を掲載しようとする場合は、書籍等の総ページ数の30%以内で利用するもの

三 書籍等の1ページの大きさに対し1/2を超え、1ページに収まる大きさを地図等の一部を掲載しようとする場合は、書籍等の総ページ数の10%以内で利用するもの

四 書籍等の内容に合致する地図等の一部を書籍等の表紙に利用するもの

2. Webサイト等の場合

一 300×400ピクセル以下の大きさを地図等の一部（ラスタ形式）を掲載するもの

二 300×400ピクセルを超え、画面に収まる大きさを地図等の一部（ラスタ形式）を掲載しようとする場合は、Webサイト全体の中で5枚まで利用するもの

ただし、スクロール機能により画面の大きさ以上の地図等を見ることが出来る場合を除く。

(承認)

第3条 国土地理院の長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

一 法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの。

二 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの

三 公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの

四 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの

五 複製の作業方法が不適切で、複製により得られる成果（以下「複製品」という。）の正確さを確保する上で適切でないもの

六 前各号に掲げるもののほか、国土地理院の長が特に必要と認めるもの

(承認の条件)

第4条 国土地理院の長は、前条の承認に当たっては、次の各号に掲げる条件を付することができる。

一 承認を得て測量成果を複製した旨、承認番号及び承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならないことを複製品に明示すること

- 二 複製品を作成したときは、速やかに当該複製品を国土地理院の長に提出すること
- 三 電気通信回線を通じてインターネット及び電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表したときは、速やかにホームページアドレス等を電子メールその他の方法により国土地理院の長に報告すること
- 四 前3号に掲げるもののほか、国土地理院の長が必要と認める事項

(運) 第4条関係

四号でいう「国土地理院の長が必要と認める事項」には、次に掲げる事項を含むものとする。

- 1 測量成果の複製及び利用にあたり適正な管理を行うため、承認を得た測量成果がデジタルのものであって、それを複製してデジタルの複製品を作成する場合には、当該測量成果に添付された記録を活用することにより日本工業規格(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規定する日本工業規格をいう。)X7115に準拠したメタデータを作成すること。

なお、メタデータを作成するにあたっては、履歴の情報を併せ記載すること。

- 2 営利を目的とした複製であって、複製しようとする測量成果(以下「原成果」という。)が現に刊行しているもの、又は国土地理院の長が定めるものであり、複製物が原成果と比較して一見して違いが明確に判別できないものは、測量成果の利用に関する契約を締結し、別途定める測量成果の使用料を国土地理院の長が指定する期限までに納付すること。

(報告の徴収)

第5条 国土地理院の長は、承認を得た者に対し、承認に係る複製品に関して必要な報告を求めることができる。

(二次的複製)

第6条 承認を得た者以外の者が承認を得た者の複製品を複製しようとするときは、法第29条の規定の適用を受けるものとする。

(承認取消の届出)

第7条 承認を得た者が当該承認の取消しを求めようとするときは、速やかに国土地理院の長に届け出るものとする。

(承認の取消し)

第8条 国土地理院の長は、承認を得た者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取消することができる。

- 一 前条に基づく届出があったとき
- 二 承認後に第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき
- 三 承認に付した条件に従わなかったとき

(法第30条との関係)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、これを測量を実施する行為とみなし、法第30条の規定に基づいて処理すべきものとする。

- 一 測量成果を複製した者が、複製品を測量に用いるもの
- 二 測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断されるもの

(国土地理院が実施する公共測量の測量成果の複製)

第10条 国土地理院が実施する公共測量の測量成果の法第43条の規定に基づく複製承認の基準及びその取扱いについては、この要領を準用する。

附 則

- 1 この達は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領（平成11年国地達第7号）は廃止する。

附 則

この達は、平成22年11月10日から施行する。